令和８年度 特定健康診査受診券を 発送いたしました！

本年度も例年どおり５月下旬に組合員の皆様に「令和８年度版健康診査ガイドブック」をお送りいたしました。

また、組合員の方の世帯等に特定健康診査対象者（40歳以上75歳未満の方および年度内に40歳になる方）の方がいる場合、「特定健康診査受診券」も同封しております。

本年度も年１回は、健康診査をお受けいただきますようお願いいたします。

なお、特定健康診査の基本項目が全て含まれている健康診査（人間ドック等）を受診された場合は、改めて特定健康診査を受診される必要はございません。

健康診査および助成金の請求等、詳しい内容につきましては、「令和８年度版健康診査ガイドブック」をご覧ください。

１．利用者の範囲	本組合に加入の組合員および被保険者 **㊟（社会保険、市町村国保などに加入の方→対象外）**
２．助成回数	**健康診査に対する助成は、同一人に対し、同一年度内に原則１回** ただし、別の医療機関で別の検査項目を受診した場合は、助成金限度額の範囲内であれば、この限りではない。
３．助成限度額	入院人間ドック・・・組合員　８万円 家族・准組合員（従業員）３万円 簡易人間ドック・・・組合員　５万円 家族・准組合員（従業員）３万円 特定健康診査・・・・集合契約Ｂにおける契約金額 （自家健診の場合・・・基本的な健診項目 8,209円 詳細健診項目　貧血検査　920円 心電図検査 1,630円 眼底検査　1,340円 血清クレアチニン検査 130円）
４．助成金の請求期限	**令和９年３月31日まで**
５．請求書用紙	『令和８年度版健康診査ガイドブック』掲載の請求書様式 （本組合のインターネットホームページからも印刷可能 http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/）

歯科健康診査について

本組合では、歯科健康診査（以下、歯科健診）も実施いたしております。
健康診査等と同様、年１回は、歯科健診をお受けいただきますようお願いいたします。

１．利用者の範囲	本組合に加入の組合員および被保険者 **㊟（社会保険、市町村国保などに加入の方→対象外）**
２．利用できる歯科健診機関	北海道歯科医師会が指定する北海道歯科医師会会員の歯科健診機関 **※利用できる歯科健診機関は本組合のホームページに掲載**
３．助成の回数	**歯科健診に対する助成は、同一人に対し、同一年度内に１回**

（注意）

1. **「歯科健康診査票」は４枚一組で複写式の様式ですので、紛失および枚数が足りない場合は、本組合へご連絡ください。**
2. **歯科健診受診時の自己負担はありませんが、健診後、歯石をとる等の処置を行った場合、保険診療となりますので、一部負担金が生じます。**
3. **同一年度内（４月１日から翌年３月31日まで）に誤って歯科健診を２回受けた場合、２回目の健診料金につきましては、後ほど組合員の方へ3,300円（助成額）をご請求することとなります。**

○歯科健診の流れ

受診希望者が歯科健診機関の中から受診機関を選択 ⇨ 受診希望者が歯科健診機関へ申込み ⇨ 歯科健診受診の際に受診希望者がマイナ保険証または資格確認書、第３種組合員証を提示し、「歯科健康診査票」を提出

○助成金の請求

北海道歯科医師会から本組合宛に請求（**歯科健診受診者からの請求は不要**）

健康診査および歯科健診につきましてご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

北海道医師国民健康保険組合
担当：総務係　TEL 011-271-7471